

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野7：国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

中期目標

- 1 多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国が重視する普遍的価値である人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。
- 2 第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。
- 3 我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信し、幅広い支持を得て採択されることを確保する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

人権・民主主義の保護・促進

- 二国間対話の実施（民主主義の強靱性に関する日米戦略対話（[詳細](#)）、日・カンボジア人権対話（[詳細](#)）、日・イラン人権対話（[詳細](#)））を通じて人権分野での取組について情報交換し、理解を深め、あり得べき協力について議論。
- 国連人権メカニズムとの対話（日・OHCHR政策協議）（[詳細](#)）を通じ、我が国の立場をしかるべくインプットするとともに、協力強化について議論。
- 民主主義のためのサミット（閣僚級会合及び首脳級会合）への参加（[詳細](#)）を通じ、我が国の民主主義擁護に対するコミットメントとプレゼンスを示した。
- 研修やセミナーを通じた「ビジネスと人権」行動計画の着実な実施等を通じ、同行動計画の下での企業活動における人権尊重を促進。（[詳細](#)）
- OHCHRへの拠出を通じた、国際社会における人権分野へのコミットメント。

人道分野での取組・難民等への支援

- 第三国定住による難民の受け入れ（年約60人の範囲内、2023年末までに合計111人）を通じた、難民の庇護（[詳細](#)）
- IOMへの拠出を通じた、第三国定住難民を受け入れる際の各種研修、健康診断、出国及び入国に係る手続き等の円滑な実施
- 国内外での国際人道法の普及促進（国際事実調査委員会(IHFFC)への拠出、国際人道法国内委員会の日本赤十字社との共催、赤十字国際委員会(ICRC)主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイへの協力）

今後の方向性

- 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムで、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めていく。
- 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。
- IOMとの連携を強化し、第三国定住難民の円滑な来日支援を実施する。
- ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。
- 紛争が継続している国際情勢を鑑み、国内外での国際人道法の普及に引き続き取り組んでいく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

人権理事会・国連総会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

- 毎年国連人権理事会及び国連総会で、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議（日本共同提案国入り）がコンセンサス採択（[詳細](#)）されている。
- 令和5年7月の第53回国連人権理事会において、日本は主提案国としてハンセン病差別撤廃決議を提出し、コンセンサス採択（[詳細](#)）された。
- 令和5年10月の第54回国連人権理事会において、日本は主提案国としてカンボジア人権状況決議を提出し、コンセンサス採択された。

今後の方向性（続）

- 人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保することを通して引き続き人権の国際的な保護・促進に取り組む。

評価結果

二国間対話に留まらず国連人権メカニズムとの対話も実施したほか、人権理事会への重要決議案提出や共同提案国入り等を通じて、人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組み、2023年人権理事会理事国選挙にも当選。国際社会における日本の役割や信頼性の向上、及び我が国にとって望ましい国際環境を創出する一助となった。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

国連等国際フォーラムへの積極的な参加及び二国間対話等の実施等を通じて、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な普遍的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組む。また、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。さらに、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。そして、我が国の人権人道分野における上記取組について国際社会に適切に発信し、国際社会の理解を促進する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。